

再任用教育職員（教諭等）選考審査における留意事項について

1. 対象者について

① 暫定再任用教育職員（教諭等）選考審査【フル・短】

（１）令和６年度末定年退職を迎える者（令和６年度末：６１歳） ☐

（２）現在再任用中の者（令和６年度末：６１歳～６４歳） ☐
・現在、暫定再任用中の者、定年前提任用短時間勤務中の者

（３）【要確認】徳島県公立学校の教育職員として２５年以上勤務した後、令和２年４月１日以降に退職し、現在講師・他職・在家等の者（令和６年度末：６０歳～６４歳） ☐

- ・生年月日が昭和３５年４月２日から昭和３９年４月１日までの者 ☐
- ・生年月日が昭和３９年４月２日から昭和４０年４月１日までの者で令和５年３月３１日までに退職した者。 ☐

※地方公務員法の一部を改正する法律が施行された令和５年４月１日より前の退職者が対象となるため。

② 定年前提任用短時間勤務教育職員（教諭等）選考審査【短】

（１）令和６年度末に６０歳を迎える早期退職予定者（令和６年度末：６０歳）のみ ☐

条件に該当すれば□にチェックを入れてください。
※いずれか１つに該当すれば、対象者となります。



2. 再任用期間について

① 暫定再任用教育職員（教諭等）選考審査【フル・短】

- ・令和７年４月１日から令和８年３月３１日（１年間）

② 定年前提任用短時間勤務教育職員（教諭等）選考審査【短】

- ・令和７年４月１日から令和９年３月３１日（２年間）

※定年前提任用短時間勤務教職員の任期の終期は、定年退職日相当日と定められているため。

3. 申込受付期間について

- ・令和６年１１月１日（金）から令和６年１１月１５日（金）



ベテラン教員の皆様方の力と経験が必要です。積極的にお申し込みください。